

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改作	定成	R5.5.26
----	----	---------

検討課題	52	・ 議会図書室について	
区 分	B		
関連条例内容	(議会図書室の充実) 第23条 議会は、議員の調査及び研究並びに政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。		
検討内容	・ 議会図書室の充実の検討		
現状分析		議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第100条第19項において議会図書室の整備について規定されており、議員の政策形成及び立案能力の向上のために、議会図書室の重要性について議員の意識の再確認及び議会図書室の充実を図る必要がある。 ・ 議会図書室は、市民への公開は可能としているが、認知してもらうための周知が課題である。 ・ タブレット端末を活用した議会活動を行えるようプリンターを設置。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の調査・研究、政策形成や立案能力向上のため、議会図書室の充実について議論が必要である。 	